

注 文 書

- 1 契約番号 2024000346

- 2 件 名 大崎市職員定期健康診断業務

- 3 場 所 大崎市古川三日町二丁目 5-1 外

- 4 期 間 契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

- 5 別添書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書

- 6 担 当 課 大崎市総務部人財育成課 厚生担当

健康診断業務仕様書

第1 目的

労働安全衛生法第66条および労働安全衛生規則第44条に基づき、年に一度、定期的な健康診断を実施することにより、職員の健康の維持や疾患の予防・早期発見に役立てるとともに、健康保持増進に資することを目的とする。

第2 履行期間

契約締結日の翌日～令和7年2月28日

第3 実施日時及び場所

別表の大崎市職員定期健康診断日程表による。

第4 健康診断対象者

大崎市職員の全員を対象とする。受診予定者人数については別表のとおり。

※人間ドックを受診する者で「定期健診に替える」と希望した職員を除く。

第5 委託料の支払い

検査結果等の受理後、発注者が負担する委託料を、受注者からの適正な請求に基づき、請求書受理日から起算して30日以内に受注者へ支払うものとする。

第6 受診者の負担額は、下記のとおりとし、検診当日の受付にて受注者が受診者より徴するものとする。

検診項目	対象者	自己負担額
健康診断	全員	なし
	肺がん検査希望者	300円
	大腸がん検査希望者	500円
	前立腺がん検査希望者	1,000円
	B型肝炎検査希望者	なし
	VDT検査希望者	1,100円

第7 受診票の準備

受診票の様式については、発注者と受注者で協議するものとし、発注者は受診者データを受注者へ提出する。

受診票の印刷については受注者で行い、配布については発注者が行う。

作成料については、各検査料金に含むものとする。

健康診断当日には再発行用未印字用紙を用意すること。

第8 健康診断項目

- (1)基礎検査（問診・診察・計測・視力・尿検査・血圧）
- (2)腹囲測定
- (3)胸部X線検査（直接撮影）
- (4)貧血検査（WBC・RBC・Hb・Ht）
- (5)肝機能検査（GOT・GPT・ γ -GTP）
- (6)血中脂質検査（HDL-c・TG・LDL-c）
- (7)血糖検査（空腹時血糖）
- (8)血糖検査（HbA1c）
- (9)聴力検査（1000Hz・4000Hz）
- (10)眼底検査
- (11)腎機能検査（尿酸・クレアチニン）
- (12)心電図検査
- (13)B型肝炎ウイルス検査（HBs抗原・抗体）
- (14)肺がん検査（喀痰細胞診検査）
- (15)大腸がん検査（便潜血反応検査2日法）
- (16)前立腺がん検査
- (17)VDT 健診

- ① 年齢基準日を令和7年3月31日とし、(2)腹囲測定は35歳、40歳以上の職員、(8)血糖検査（HbA1c）は35歳以上の職員、(10)眼底検査は40歳以上の職員を対象とする。
- ② (13)B型肝炎ウイルス検査については、職種が保健師・看護師・介護認定調査員・栄養士（健康診断業務従事者）である職員を対象とする。
- ③ (14)肺がん検査（喀痰細胞診検査）、(15)大腸がん検査（便潜血反応検査2日法）、(16)前立腺がん検査、(17)VDT 健診については、受診を希望する職員を対象とする。

第9 実施事項

健康診断を円滑に実施するため、以下の事項により実施する。

- ①会場の準備（物品、機器の設置、検診車両の配置など。）
- ②受付および案内
- ③会計（肺がん検査・大腸がん検査・前立腺がん検査・VDT 健診について、発注者が示す自己負担金を受診者から徴収し、領収書を発行することとし、最低1名以上の職員を配置すること。）
- ④受診票の再発行（必要な者に対して行うこと。）
- ⑤検査に関する説明
- ⑥会場の撤収
- ⑦健康診断等実施後の特定保健指導の実施

第10 結果等の提出

- (1) 健康診断業務終了後、以下の結果等を提出すること。

個人宛結果通知等の作成料については、各検査料金に含むものとする。

- ①個人宛結果通知
- ②個人宛結果通知市控（紙媒体）
- ③集計表（紙媒体、エクセルデータ）
- ④その他必要に応じて、発注者が指定するデータ

※個人宛結果通知は封書とし、職員への発送については発注者が行う。

※①～③については各地域の健康診断終了後30日以内に提出すること。

第11 健診結果の保険者への提供

- (1) 受注者は、高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令に基づく発注者の義務を代行するとともに、発注者の全ての職員の健康診断結果（高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令に定める項目を含む。）を、受診者が加入する保険者である宮城県市町村職員共済組合（以下、保険者という。）に提供することとする。
- (2) 受注者は、事前に受診者にその趣旨を十分に説明し、受診時に受診者が組合員証を持参する等の方法により、保険者番号等を受注者に提供することとする。
- (3) 受注者は、受診者が加入する保険者に対し通知するとともに、前項の規定に基づき発注者の職員等の健康診断結果を国が定める標準的なデータファイル仕様（XML形式）で提供するものとする。
- (4) 発注者は、受注者が前項の規定に基づき提供する際に、受診者が加入する保険者の確認等が必要となった場合、受注者に協力するものとする。

第12 記録の保存

健康診断結果は最低5年間保存し、発注者が請求する場合は、速やかに提出すること。

第13 入札金額

- (1) 見積単価に各検査項目の予定数量を乗じた額の合計を入札金額とし、落札金額の根拠となる単価を契約単価とする。（ただし、消費税は除く）
なお、この場合において、落札額に相当する業務量を保証するものではないことに留意すること。

第14 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求める

ことがある。

- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

第15 その他

- (1) 受診者が混乱しないような体制や会場づくり、対応をすること。
- (2) 身体等不自由な方への配慮やプライバシー保護に努めること。
- (3) 不測の場合が生じた時は、発注者と協議をすること。

令和6年度 大崎市職員定期健康診断日程表

定期健康診断	検診項目	内 容	対象者	自己負担額
	基本健診		全職員	無
	結核検診(胸部レントゲン検査)			
	B型肝炎抗体検査		医療従事者のうち希望者	無
	VDT(パソコン作業従事者)健診		VDT作業従事者のうち希望者	1,100円
	肺がん検診	喀たん検査	定期健診受診者のうち希望者	300円
	大腸がん検診	便潜血検査		500円
	前立腺がん検診	血液検査	50歳以上の男性職員のうち希望者	1,000円

各会場日程	地 域	日 程	実施方法	
	古 川	10月1日(火), 2日(水), 3日(木)	全職員	検診車(集団)
	松山	9月6日(金)		
	三本木	9月3日(火)		
	鹿島台	9月5日(木)		
	岩出山	9月2日(月)		
	鳴子	9月10日(火)		
	田尻	9月4日(水)		

令和6年度定期健康診断受診予定者人数

実施項目	人数
①問診	1,150名
②診察	1,150名
③身体測定	1,150名
④視力測定	1,150名
⑤尿検査	1,150名
⑥血圧測定	1,150名
⑦腹囲測定	820名
⑧胸部X線検査	1,150名
⑨貧血検査	1,150名
⑩肝機能検査	1,150名
⑪血中脂質検査	1,150名
⑫血糖検査(空腹時血糖)	1,150名
⑬血糖検査(HbA1c)	880名
⑭採血	1,150名
⑮聴力検査	1,150名
⑯眼底検査	810名
⑰腎機能検査	1,150名
⑱心電図検査	1,150名
⑲B型肝炎ウイルス検査	80名
⑳肺がん検査	60名
㉑大腸がん検査	220名
㉒前立腺がん検査	30名
㉓VDT健診	30名

※上記人数は対象となる職員のうち、受診見込みの職員数です。

令和6年度定期健康診断 設計書

実施項目	契約単価－自己負担金	人数 (予定)	一人あたり単価	合計	備考
①問診		1,150			単価契約
②診察					
③身体測定					
④視力測定					
⑤尿検査					
⑥血圧測定					
⑦腹囲測定	35才, 40才以上対象	820			単価契約
⑧胸部X線検査		1,150			単価契約
⑨貧血検査		1,150			単価契約
⑩肝機能検査		1,150			単価契約
⑪血中脂質検査		1,150			単価契約
⑫血糖検査(空腹時血糖)		1,150			単価契約
⑬血糖検査(HbA1c)	35才以上対象	880			単価契約
⑭採血		1,150			単価契約
⑮聴力検査		1,150			単価契約
⑯眼底検査	40才以上対象	810			単価契約
⑰腎機能検査		1,150			単価契約
⑱心電図検査		1,150			単価契約
⑲B型肝炎ウイルス検査		80			単価契約
⑳肺がん検査		60			単価契約
㉑大腸がん検査		220			単価契約
㉒前立腺がん検査		30			単価契約
㉓VDT健診		30			単価契約
小 計					入札金額
消 費 税 額					
合 計					

※上記人数は対象となる職員のうち、受診見込みの職員数です。

※設計金額については、契約規則第11条第3項を適用し、1,000円未満端数切り捨てをしない。